

平成 30 年 10 月 2 日
航空局航空事業課**羽田発着枠政策コンテストによる羽田＝山形路線の
配分期間を2020年3月まで延長**

～これまでの取組の評価結果を踏まえた羽田発着枠の取扱い～

「羽田発着枠政策コンテスト」により羽田発着枠1枠の配分を受けている羽田＝山形路線については、2019年3月に配分期間の期限を迎えますが、このたび、同路線の目標に向けたこれまでの取組の評価を行い、配分期間を2020年3月まで1年間延長することとなりました。

地方航空ネットワークの維持・充実に、企業努力のみならず、地域と航空会社とのパートナーシップを通じてニーズにあった需要喚起策等の取組を実施していくことが重要です。このような取組を促進するため、国土交通省航空局では、羽田の政策枠3枠を活用して、「羽田発着枠政策コンテスト」を実施し、現在、羽田＝山形、羽田＝鳥取、羽田＝石見の3路線に1枠ずつ配分しているところです。（コンテストの概要については別紙参照）

このうち羽田＝山形路線については、2019年3月に配分期間の期限を迎えることから、「羽田発着枠政策コンテストにおける取組の評価検証に係る懇談会」（2018年9月）を持ち回り形式で開催し、同路線の目標に向けたこれまでの取組の評価を行いました。その結果、2020年3月28日までの1年間、配分期間を延長することとなりました。

1. 評価結果

A委員	○
B委員	○
C委員	○
D委員	○
E委員	○
F委員	○
総合評価	○

※ 延長可(1年間)…○、延長不可…×

2. 羽田発着枠の取扱い

評価結果に基づき、羽田＝山形路線に係る羽田発着枠について、2019年3月31日より1年間延長することとします。

＜お問い合わせ先＞

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 江川、鈴木
TEL：03-5253-8111（内線：48512、48518）
直通：03-5253-8706 FAX：03-5253-1656